

現任研修の受講年度について【参考】

平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
初任者研修 修了	初年度				5年目	6年目				10年目
例1 初任者研修 修了					現任研修 修了					現任研修 修了
例2 初任者研修 修了		現任研修 修了							現任研修 修了	

この5年間に1回以上現任研修を修了

この5年間に1回以上現任研修を修了

※ 22年度に初任者研修を修了した場合、27年度末までに現任研修を修了していなければ、28年度より資格失効となります。
この場合、改めて初任者研修を修了しなければ、相談支援専門員として配置できません。